

平成 21 年度監査の結果(第 1 回)
に関する報告に基づき丸亀市長等
が講じた措置の通知内容

平成 22 年 4 月

丸 亀 市 監 査 委 員

丸亀市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき丸亀市長等が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成22年4月28日

丸亀市監査委員 三谷英昭
同 内田俊英

- 1 措置を講じた部局
丸亀市長 丸亀市教育委員会 丸亀市選挙管理委員会
- 2 監査実施日及び監査の種類
平成21年8月20日から平成21年12月22日まで
定期監査
- 3 監査の結果に関する報告の提出日
平成22年2月15日
- 4 措置通知年月日
平成22年4月22日付け
- 5 指摘事項及び講じた措置の内容
下記のとおり

目 次

指摘事項、意見及び講じた措置の通知内容について（監査結果の指摘事項及び意見順）

監査結果指摘事項

各課共通	企画財政部（企画課）	1
個別	生活環境部（生活課・クリーン課）	2
個別	選挙管理委員会	2
個別	上下水道部（上水道課・下水道課）	3

監査結果意見

各課共通	企画財政部（企画課）	4～5
個別	小学校・中学校・幼稚園共通事項	5
個別	保育所共通事項	5
個別	生活環境部（生活課・環境課・人権課）	5～6
個別	総務部（庶務課）	6
個別	企画財政部（財政課・綾歌市民総合センター）	7
個別	教育部（総務課・少年育成センター・生涯学習課・図書館）	7～8

平成21年度監査の結果に関する報告(第1回)に対する講じた措置の内容について

1. 指摘事項

企画財政部 企画課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	各課 共通	現金受入票綴の汚損、書き損じの場合の取り扱いについては、当該関連用紙に斜線をもって抹消を表示し、「廃棄」と記載し、そのまま現金受入票綴に残しておくなど、丸亀市出納員規則に沿って適正に処理すること。また、現金受入票綴の返納については、出納員又は交付責任者が使用の状況を調査、確認した上で受領すること。	現金受入票綴の取り扱いについては、丸亀市出納員規則に沿って適正に取扱うこととしており、会計課が取り扱いについて検査し個別に指導している。不正や誤解を招くことのないように、ご指摘のように、汚損、書き損じの場合もみだりに破棄せず、使用の状況を確認できるよう処理することと、出納員等が返納に際して十分使用内容を確認し受領するよう全庁周知する。
指摘	各課 共通	各課での入札や見積り合わせにおいて、代理人の表示や押印漏れ、委任状の不受理、また、辞退した場合の辞退届の不受理などが見受けられるので、丸亀市契約規則及び入札心得に従って適正に行うこと。	各課での入札において契約目的の誤記、代理人の表示や押印漏れ等の不備を防ぐため、庁内 LAN の共通利用文書中に「入札書の書き方等」を、また市のホームページには「丸亀市の入札」として契約規則等の契約に関する例規や入札心得等を掲載しているところであるが、庁内 LAN の共通利用文書の中では確認が行き届かない恐れがあるため、掲示板においても同様の内容を掲載することとする。
指摘	各課 共通	行政財産の目的外使用許可(電柱類を除く)の期間更新の決裁を課長が行っている事例がまだ見受けられる。職務権限規程では庶務課合議の上、部長が決裁することとされているので、改めること。	行政財産の目的外使用許可の期間更新にあたっては、電柱類とその他では決裁権限が異なるので確認するよう全庁周知する。また、事務執行においては、職務権限規程に従って、決裁権限や合議先、引継連絡等を十分確認するように再度全庁周知する。
指摘	各課 共通	市と団体との間で締結された業務委託契約や指定管理に関する協定において、契約書や協定書では一部業務を第三者に再委託する場合は市の承諾を得ることとなっているが、承諾願いを徴していないものが見受けられる。一部業務を再委託する場合には業務名及び事業者名を記載した承諾願いを提出させ、承諾に関しては、内部決裁により確認した上で、承諾すること。	市と団体との間で締結された業務委託契約や指定管理に関する協定において、一部業務を再委託する場合には、そのことについて承諾願いを提出させ、決裁を得た上で承諾するよう全庁周知する。

生活環境部 生活課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	広島町江の浦港待合所を貸付契約により貸付けているが、江の浦港待合所は行政財産であることから行政財産の目的外使用許可として貸付けること。	現在広島町江の浦港待合所を貸付契約により貸付けているが、次期更新時には、行政財産の目的外使用許可として貸付けることとしたい。
指摘	個別	各コミュニティセンターに設置されている自動販売機の行政財産の目的外使用許可に基づく使用料について、使用料を徴しているところと免除しているところがあるが、統一的な基準を設け明確に整理すること。	各コミュニティセンターに設置されている自動販売機の行政財産の目的外使用許可に基づく使用料については、使用料を徴しているところと免除しているところがあるので、次年度から統一的な基準を設けて徴収する。 (現在調整中)

生活環境部 クリーン課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	公印使用簿の件名で業務委託契約書とか補助金交付決定書などと記載されているが、公印の使用目的を明確にするため、使用目的が特定されるように具体的に記載すること。	公印の使用目的が明確になるよう具体的に記載する。
指摘	個別	見積り合わせにおいて、2業者の見積金額が同額であり、丸亀市入札心得では落札となる同価格の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するとなっているため、棒に印を入れ、くじにより落札者を決定しているが、くじにより落札者を決定したことが明確となるよう書類として残る形で行うこと。	丸亀市入札心得や契約規則に準じて、くじの結果が書類で残る形で決定したい。

選挙管理委員会

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	選挙公報配布業務委託の入札において、入札額が総額と単価との2種類で比較しているが、間違いを未然に防ぐ意味からも入札執行通知に総額か単価での入札かを明記し、どちらかの入札額で比較を行なうこと。	次回の入札時においては、間違いを生じないように入札執行通知に入札額が単価ではなく総額での入札になる旨、明記し入札を行うこととする。

上下水道部 上水道課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	<p>保安管理業務の長期継続契約において、本契約は丸亀市水道事業管理者と締結しているが、変更契約は丸亀市と結んでいるので改めること。また、地方公営企業法第9条第8号により、地方公営企業の業務に関する契約の締結は管理者が行うこととなっているが、丸亀市のように管理者を置いていない団体については、市長名のみ表示で市長印でよいとされているので改めること。</p>	<p>丸亀市水道事業における事務については、従前より市長名で行っているが、今回契約の際に統一が図れていなかったため、監査からの指摘以降、各担当への周知を徹底し市長名での事務を行うよう改めている。</p>

上下水道部 下水道課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	<p>平成20年度決算書の下水道使用料の現年度収入未済額と平成21年度での前年度滞納繰越分の調定額とに差異が生じており、この理由としては、本来の平成21年度での前年度滞納繰越分の調定額から平成20年度の調定減額分を差引いたため差異が生じたとのことである。決算額の収入自体には影響はないが、適正な調定処理を行うこと。</p> <p>また、平成21年度での前年度滞納繰越分の調定を6月19日に行っているが、出納閉鎖期間が終了した翌日の6月1日にすべきであるので、改めること。</p>	<p>平成21年度の前年度滞納繰越分調定について、4,5月異動分を差引いた後の額で計上したため差異が生じました。今後は4,5月異動分として減額処理します。</p> <p>また、新年度滞納繰越分の調定起案年月日を6月1日に改めることで確認しました。</p>

2. 意見

企画財政部 企画課

区分	監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見 各課 共通	<p>指定管理を行っている施設に設置されている自動販売機や食堂などについて、基本協定に掲げている「本施設利用者の利便性を向上させるために必要な業務」として、指定管理者が直接施設の貸付を行っているものがあるが、これらが行政処分である行政財産の目的外使用に当たらないか疑問である。他の指定管理を行っている施設においては、行政財産の目的外使用として、使用料を徴している施設もあることから、市として統一した見解を示し、統一した取り扱いをしていただきたい。</p> <p>また、指定管理者である団体等が事務室として施設の一角を使用している場合においても、行政財産の目的外使用としての取り扱いが施設により異なっているので、統一した取り扱いをしていただきたい。</p>	<p>市が市の施設に利用者の利便のために自動販売機等を設置したからといって、設置した場所の土地や建物が市の施設のために使われていることには変わりがなく、市が主体となって業者との契約において自動販売機等を設置し維持管理する場合は、行政財産を使用しているのは市であり、業者ではないので目的外使用に当たらないと解する。同様に、指定管理者が利用者の利便性の向上のために主体的に自動販売機を設置する場合においては、行政財産の目的外使用に当たらないものと考えている。よって、行政財産の目的外使用許可は不用とするが、設置に当たっては自主事業として予め事業計画書に掲載し、新たに設置する場合は市の承認を得るものとする。ただし、指定管理者以外のものが設置する場合は行政財産の目的外使用許可が必要である。また、指定管理者が施設の管理以外に使用するスペースについては行政財産の目的外使用にあたり、許可が必要である。平成 22 年度からは、使用の主体と目的に応じて統一的な取り扱いとするよう全庁に周知したい。</p>
意見 各課 共通	<p>市と団体との間で締結された業務委託契約において、団体への委託業務が第三者に再委託されているものが多く見受けられる。再委託を認めることが委託先の選定理由と矛盾することはないのか。また、再委託することによって委託業務が効率的、効果的に執行されているかなどを充分検証するとともに、市が直接再委託先と契約することも含めて検討していただきたい。</p>	<p>市が直接業務を行うより他のものに委託することのほうが効率的、効果的である業務を委託している。すなわち特殊な技術あるいは高度な専門的知識を必要とする事務事業、調査、研究などがある。団体への業務委託においても同様であるが、第三者に再委託されている業務がこういったものなのか業務内容を十分調査検証し、今後、市が直接再委託先と契約することも視野に入れて検討するよう、全庁に周知したい。</p>
意見 各課 共通	<p>補助金については、地方自治法第 232 条の 2 (寄附又は補助) で「普通公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」とあり、「補助することができる。」であって義務付けではない。また、行政事例では「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」となっている。</p> <p>使途が特に明確になっていないような多額の繰越金を有する被補助団体については、補助金が客観的にも公益上必要であるかどうか</p>	<p>補助金等は、公益上必要がある場合に市の判断で交付することができるものであり、かねてより多額の繰越金を有する団体の運営に対する補助金交付については慎重を期すよう注意を促してきたところである。そういった団体については、その補助金が公益上必要か否か客観的に判断したうえで繰越金に応じて補助額を削減することも検討するよう、全庁に周知したい。</p>

		ということを判断するとともに財政支援の必要性を検証し、補助金の削減等を検討していただきたい。	
意見	各課 共通	備品台帳に記載されている設置場所及び購入年月日から考察すると不確かなものが見受けられるので、現場確認の上、不用物品については所管換あるいは抹消するなど適切な処理を行っていただきたい。	備品の管理については、物品管理規則により適正に管理すべきであり、不用物品については所管換や廃棄若しくは売却等の処分を行っている。設置場所が庁舎外の場合なども、少なくとも年度当初には備品台帳により備品の現在高を確認し、異動の際にも十分引き継ぎをするよう全庁周知する。

小学校・中学校・幼稚園共通事項

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	車両運転日誌の目的・経路については、公用車使用の明確化を図ることからも具体的に記載するよう総務課において再度指導していただきたい。	各小学校、中学校、幼稚園に対し、車両運転日誌の記載について具体的にを行うよう周知した。

保育所共通事項

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	保育料の口座振替不能者については、後日現金で納付してもらっているが、保育所で現金を受け取る際、現金受入票での受け取り処理が出来ていないので、出納員規則に沿って適正に処理するよう児童課において指導していただきたい。	保育料の納付については、原則として口座振替により毎月 25 日に納付いただいているが、振替できなかったときは、月末までに保育所(園)を通じて納付をお願いしている。平成 22 年度より、保護者から現金で保育料を納付いただく際は、出納員規則に沿い、現金受入票での受け取り処理を行うよう各保育所(園)に指導する。

生活環境部 生活課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	各コミュニティ運営補助金申請に添付されている総会資料において、新年度予算に計上されている前年度繰越金と前年度決算での翌年度繰越金とが合致しないものが数件見受けられたので、その理由を把握するとともに、適正な処理を行うよう指導していただきたい。	各コミュニティ運営補助金申請に添付されている総会資料において、新年度予算に計上されている前年度繰越金と前年度決算での翌年度繰越金とが合致しないコミュニティに対して、理由を調査し、適正な処理を行うよう指導いたしたい。

生活環境部 環境課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	桜谷聖苑火葬炉耐火物全面積替工事及び火葬炉設備修繕工事については今後も行われると思われるが、仕様書の作成については、工事箇所及び内容等を明確に示し、仕様書に基づいて工事設計ができるようにしていただきたい。	今後、仕様書の作成については、工事箇所及び内容等を明確に示し、仕様書に基づいて工事設計ができるよう対応いたしたい。

生活環境部 人権課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	隣保館等休日開館管理業務については、現在委託により行なっているが、隣保館等で臨時職員を雇用し、交代勤務により行うことが可能かどうか、また、委託と比べての経費面も考慮し、今後検討していただきたい。	休日開館業務委託については、平成 22 年度において現在の 6 館から 4 館に縮小します。また、平成 23 年度に向けて休日開館委託業務の廃止を前提に、休館日の見直し等、職員の勤務体制を含めて検討します。

総務部 庶務課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	集中管理として福祉事業団に設置しているコピー機については、福祉事業団へは補助金を支出し福祉事業団独自で運営していることから、福祉事業団が直接設置し管理することについて検討していただきたい。	平成 22 年度までが契約期間である為、平成 23 年度以降の契約においては検討いたしたい。
意見	個別	テレビ電話については、利用頻度が少なく実際に利用されないのであれば、地元の意見を聴きながら飯山、綾歌市民総合センター等関係機関と協議し、今後の方針を検討していただきたい。	テレビ電話の使用回線を専用光回線から庁内ラン回線に寄せ換えた為、回線使用料が必要なくなった。今後は、廃止も含めてテレビ電話の維持管理、活用方法について協議、検討していきたい。

企画財政部 財政課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	基金は基金本来の目的があるが、現状を把握の上内容を見直し、本当に必要かどうかを再確認するとともに、目的、積み上げ額、取り崩しなどについて、実態に応じた形に再度検討していただきたい。	基金は、各年度の事業の進捗に応じて、国県支出金などの特定財源を充当した後、なお不足する場合に財源の確保策として繰入れるものである。将来にわたる市独自の貴重な財源として、出来る限りの延命化を図りながら、実態に応じた運用を計画的に行っていききたい。

企画財政部 綾歌市民総合センター

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	来庁者用駐車場用地賃貸借については、使用目的が駐車場ということで同一であるが、借地料の単価がそれぞれ異なっているので、適正な単価設定であるかを再度検討しておいていただきたい。	借地場所が並びであるにもかかわらず、地目が田及び宅地との違いがあり、単価設定について指摘があった。事後借地料の設定にあたっては、固定資産税額の倍額ということで地権者と協議し、22年度においては見直しを図る。

教育部 総務課

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	小中学校及び幼稚園の印刷機の賃貸借については、賃借料にバラツキが見られるので、今後の更新時には機種を選定に関しても慎重に検討し、ある程度統一するようしていただきたい。	現在、最大数の契約更新時までにはバラツキを調整し、機種等の統一を図っていききたい。

教育部 少年育成センター

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	更正保護女性会活動補助金については、補導員には活動助成として個別に費用弁償を支出していることや繰越金の状況等を考慮し、補助金の適否について検討していただきたい。	平成22年度は予算計上していない。

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	<p>ゲートボール用地土地借上について、農地として借りる評価をしている場合は農業補償も必要であると思われるが、雑種地で評価したにも拘らず農業補償を借上料に加算しているの、見直しを検討していただきたい。</p>	<p>当地は、土地区画整理事業により換地処分した土地である。本来なら農業による収入が見込まれるが、ゲートボール用地として借上げているため農業補償をすることが合併前の飯山町時代の借上契約の条件としている経緯がある。</p> <p>登記地目は田であるが、課税地目が雑種地となっている。毎年度、賃貸借料を算出するにあたり、土地評価額を基に先ず固定資産税額を算出し、JA香川公表の水稲価格を基に面積按分した収穫高を加算している。市が駐車場等として土地借上料を算出する際、一般的には固定資産税額の2倍とすることが多いが、これまでの算出方法の方が安価となっている。毎年度の算出額の見直しにより逆転することも考えられるが、低予算で借上げのため、現算出方法による借上げといたしたい。</p>

区分		監査の結果(指摘事項及び意見)	講じた措置及び対応状況
意見	個別	<p>飯山図書館施設総合維持管理を財団法人丸亀市福祉事業団に委託しているが、その中で特殊建築物定期調査・報告書の作成業務を再委託している。本来、市が管理している建物の報告関係については、管理業務委託では無く、担当課が独自に行うべきものであると思われる。なお、飯山総合学習センターは、毎年、特殊建築物定期調査報告を行う必要があるとのことだが、飯山図書館との複合施設ではあるが、この報告が建築物に係る敷地単位で判断されるものことから、どちらかの担当課が窓口として契約していただきたい。</p>	<p>特殊建築物定期調査・報告書の作成について、飯山総合学習センターの複合施設である飯山図書館部分は、調査対象物件に該当しないことから、飯山総合学習センターの所管課で公有財産の所有担当課である生涯学習課と協議の結果、次回より生涯学習課が窓口となって契約等業務の対応を行うこととした。</p>